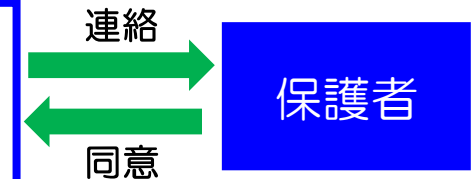


20歳未満の者の禁煙支援相談事業

禁煙支援を必要とする小・中・高等学校



①学校から保護者へ子どもの禁煙相談の同意を得る



②学校から医療政策課へ禁煙相談を依頼

依頼

連絡・サポート

③学校に説明を行い、相談内容を聞き取る

⑤学校に相談日を伝え、問診票等を送付する

⑧経過のフォローと学校へのサポートを行う

相談

⑥相談支援の開始（原則、学校及び保護者が同行）

相談対応

報告

依頼・調整

④聞き取った相談依頼内容を医療機関に伝え、相談日を調整する

⑦医療機関は相談報告書を医療政策課へ提出する

⑨医療政策課は医療機関に相談費用を支払う

医療政策課
（相談窓口）

禁煙支援相談
対応医療機関

※初回相談以後の治療に関しては、医師との話し合いにより実施